

# 国民年金保険料の免除・納付猶予制度のご案内



失業などの経済的な理由で、国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料が免除される「**保険料免除制度**」があります。  
免除の申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付義務が免除されます。  
平成23年度の保険料額は下表の通りです。なお、全額免除および一部免除のどの階層に該当するかは本人・配偶者および世帯主の所得によって異なりますので、詳しくは問合先で確認してください。

平成23年度保険料(月額)	
全額免除の場合	0円
3/4免除の場合	3,760円
半額免除の場合	7,510円
1/4免除の場合	11,270円
免除を受けなかった場合	15,020円

下の表も参照してください。免除制度案内の表があります。

## 国民年金の免除・納付猶予制度

大きく分けて3つの制度があります。  
① 学生納付特例制度Ⅱ 学生の方  
② 全額免除・一部納付(免除)制度Ⅱ ①に該当しない方  
③ 若年者納付猶予制度Ⅱ 30歳未満で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方

### 保険料が未納のままだと...

○ 将来の老齢基礎年金が受給できなくなったり、受給できても金額が少なくなることがあります。  
○ 障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

\* 一部免除の承認を受けても、残りの部分を納付しないと、未納と同じ扱いとなります。(詳しくは下表をご覧ください)  
\* 免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、2年間しかさかのぼって納付できません。(免除・納付猶予制度を利用した場合は最大10年間さかのぼり可能。ただし、3年目から当時の保険料に加算が付き

ます。)

	老齢基礎年金の資格期間には	老齢基礎年金額の計算には	万一の障害年金・遺族年金の保障は	後から保険料を納めたいときには(追納期間)
全額免除	認められます	1/2として計算	あります	10年以内なら追納できます
3/4免除		5/8として計算		10年以内なら追納できます(一部免除部分)
半額免除		3/4として計算		10年以内なら追納できます
1/4免除		7/8として計算		10年以内なら追納できます
納付猶予	認められません	計算されません	ありません	2年を過ぎると納付できません
学生特例		計算されません		
未納		計算されません		

## 申請は原則として毎年必要です

\* ただし、全額免除または若年者納付猶予制度の該当者で、翌年度も引き続き免除または若年者納付猶予を希望した場合は、申請書の提出は不要になる場合があります。  
■ 申請期間(平成23年度分) 7月1日～平成24年6月末日  
\* ただし、学生納付特例は、4月1日～平成24年3月末日  
■ 申請に必要なもの  
▼ 印鑑(スタンプ印を除く)、年金手帳  
▼ 学生の方 学生証の写しまたは在学証明書(原本)  
▼ 平成22年3月31日以降に離職した方 離職票の写し、または雇用保険受給資格者証の写し  
▼ 平成23年1月1日以降に本市に転入した方 前住所地での所得証明書

■ 受付窓口・問合先 Ⅱ  
▼ 本庁保険年金課(内線2821)または各支所市民生活課市民生活G  
▼ 日本年金機構 川内年金事務所  
☎(22)5276

# ご存じですか? シルバー人材センター

培った技術と経験を生かします



## シルバー人材センターとは?

高齢者が組織的に働き、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の福祉増進に資することを目的とした、公益的・公共的団体です。  
薩摩川内市シルバー人材センターは、約460人の会員が活動しています。

## こんな仕事を引き受けています

- **技能分野**
  - ▼ 植木のせん定・移植
  - ▼ 大工
  - ▼ 障子・網戸の張り替え
- **事務分野**
  - ▼ 一般事務
  - ▼ 宛名書き
  - ▼ 賞状書き
  - ▼ 毛筆筆耕
  - ▼ 調査(交通量調査など)
- **管理分野**
  - ▼ 建物管理
  - ▼ 施設管理(スポーツ・遊戯施設管理など)
  - ▼ 駐車(輪場の管理)
- **折衝外交分野**
  - ▼ 販売・集金・配達
  - ▼ パンフレット配布
- **屋内外の一般作業**
  - ▼ 除草・草払い
  - ▼ 農作業(種まき、水やり、収穫など)
  - ▼ 土木作業
  - ▼ 包装・梱包(封筒入れ、袋詰めなど)
  - ▼ 屋内外清掃

## サービス分野

- ▼ 個人家庭での家事全般(掃除洗濯、留守番、子守りなど)
- ▼ 高齢者の介護・介助(身の回りの世話、話し相手など)

## 仕事の依頼について

- 電話で申し込みできます。
- 相談、見積もりの上、会員の就業については、全てセンターと契約を結びます。
- 雇用や人材派遣と違い、請負・委任によって、センターが仕事を引き受け、責任を持って業務を行います。
- 収益を目的としないため、一般的に割安です。
- 公益的・公共的団体のため、安心です。
- \* 入札見積もりはできません。

## あなたの経験を生かしてみませんか?

シルバー人材センターでは、随時、会員を募集しています。  
【対象】 Ⅱ おおむね60歳以上の健康で働く意欲がある人  
【年会費】 Ⅱ 1500円が必要です。  
\* 入会申し込みが必要ですので、本所または各支所のシルバー人材センターへお問い合わせください。

## 薩摩川内市シルバー人材センターの問合先

■ 本所	百次町 1090 番地 1	☎(20)5819・(20)1610	☎(20)6064 (担当地域=川内・樋脇・東郷)
■ 東支所	入来町副田 6029 番地 1	☎・☎(44)3780	(担当地域=入来・祁答院)
■ 上甌島支所	上甌町中甌 481 番地 1	☎(2)1185	
■ 下甌支所	下甌町手打 955 番地 3	☎(7)0246	